

資料2 関係条例等

2-1 飯山市防災会議条例 (昭和38年10月15日) (条例第17号)

改正 平成12年3月27日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯山市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市の職員のうちから市長が指命する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

2-2 飯山市災害対策本部条例 (昭和38年12月28日) (条例第22号)

改正 平成8年6月24日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、飯山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもつて充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3 飯山市災害対策本部活動規程 (平成17年12月26日) 訓令第18号

改正 平成18年3月27日訓令第6号 平成18年10月30日訓令第13号

本庁各部課所局室

出先機関

附属機関

(趣旨)

第1条 この規程は、飯山市災害対策本部条例（昭和38年飯山市条例第22号）第5条の規定に基づき、飯山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、助役、収入役及び教育長をもって充てる。

(職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、副本部長がその職務を代理し、副本部長にも事故あるときは、市長の職務代理者の指定に関する規則（昭和61年飯山市規則第15号）の規定により、その職務を代理する。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、市の職員をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員に任命することができる。

(部及び班)

第5条 災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

2 部に部長を置き、班に班長を置く。

3 部及び班の組織並びに事務分掌は、別表のとおりとする。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部員会議)

第6条 災害等に関する情報（以下「災害情報」という。）を分析し、災害応急対策の基本方針その他の災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長が招集する。

3 本部員会議は、本部長、副本部長、部長及び班長をもって構成する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員会議に出席させることができる。

(配備体制)

第7条 災害時等の職員の配備区分及び配備体制は、本部長が別に定める。

2 部長は、前項の配備体制に応じて、本部長が別に定める配備人員の基準に従い参集人員を決定する。

3 部長は、毎年度当初に所属職員に対し分掌事務を周知徹底するとともに、配備人員の計画を本部長に報告する。配備人員を修正したときも同様とする。

(標識等)

第8条 災害対策本部を設置したときは、本部長が指定した場所に本部標札(様式第1号)を設置するものとする。

2 災害応急対策活動等に従事する職員は、腕章(様式第2号)を帯用し、使用する車両には災害対策本部の標識をつけなければならない。

(状況報告)

第9条 部長は、当該分掌事務に係る状況を災害状況報告書(様式第3号)により逐次本部長に報告しなければならない。

(情報の公表)

第10条 災害情報は、本部員会議の協議を経て公表するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(災害対策本部の廃止)

第11条 本部長は、市内の地域において災害が拡大するおそれなくなった場合であって、かつ、次に掲げる状況から判断して災害応急対策から災害復旧対策に移行できると認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による応急救助が完了したとき。

(2) 市が指定する避難施設が廃止されたとき。

(3) 仮設住宅の整備の完了等によって当面の日常生活の場が確保され、又は確保される見込みであるとき。

(4) 災害救援資金その他各種の公的資金制度による被災者支援が講じられ、又は講じられる見込みであるとき。

(5) 被害数値が概ね確定したとき。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の活動に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月30日訓令第13号)

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

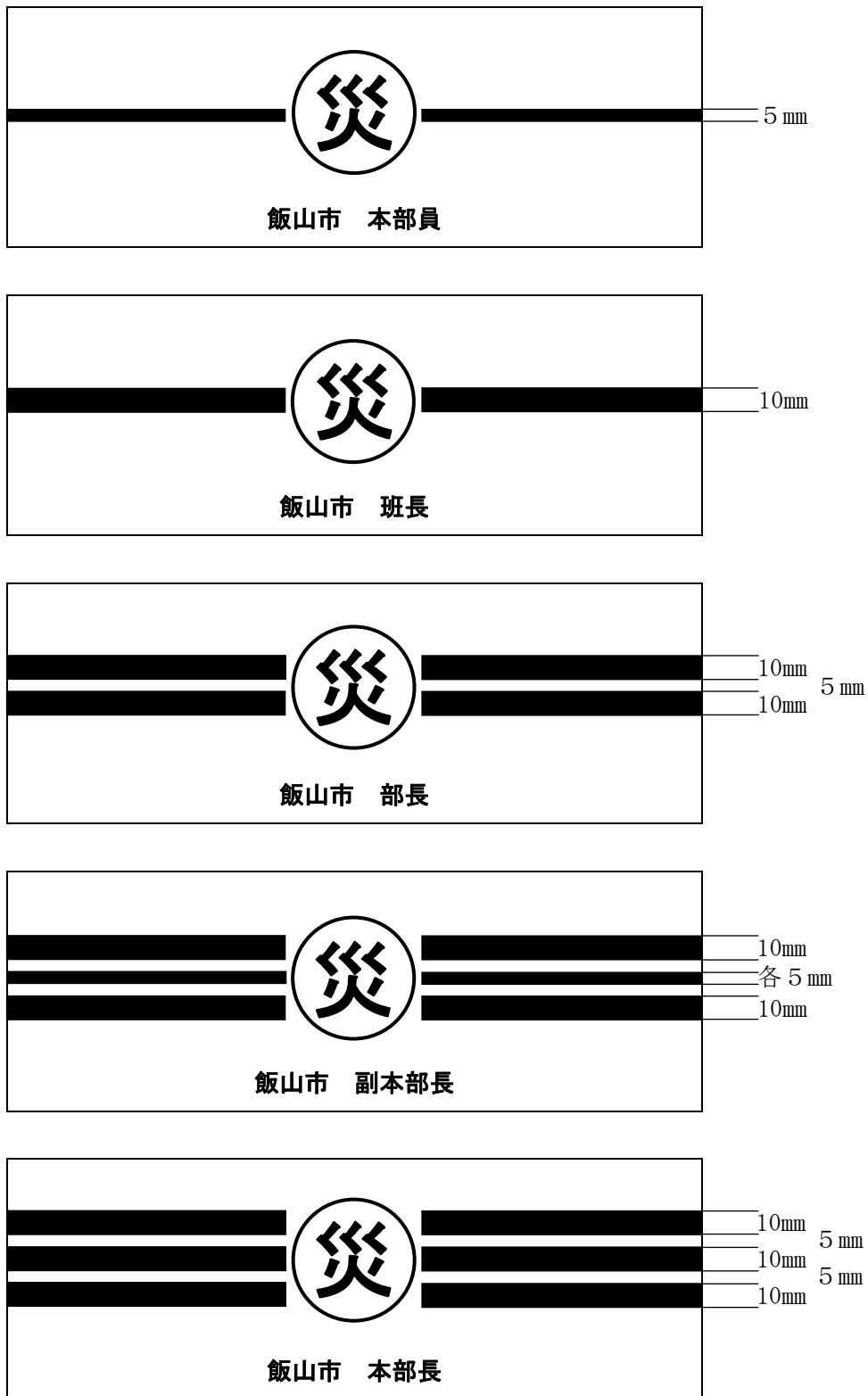
(別表 省略)

(様式第1号) (第8条関係)

飯山市
〇〇災害対策本部

- (備考) 1 標札の大きさは、適宜とする。
2 「〇〇」は、災害名とする。

(様式第2号) (第8条関係)



- 備考
- 1 腕章の大きさは、長さ40cm、幅9cmとする。
 - 2 色彩は、地色は白色、⊗の文字は黒色、横線は赤の反射ラインとする。
 - 3 素材は、ビニル製で、マジックテープ及び安全ピン付とする。

(様式第3号) (第9条関係)

災 害 状 況 報 告 書

[各班⇒企画財政班：処理欄□→庶務班] [被害状況、対応状況などを報告するときに使用]

至 急 ・ 一 般	発信日時	年	月	日	午前・午後	時	分
-----------	------	---	---	---	-------	---	---

次のとおり、報告します。

報 告 者 の 記 入 欄	班 名							職・氏名		
	件 名									
	発 生 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分	頃		
	場 所	〔連絡先電話〕								
	発 生 状 況 被 害 状 況 対 応 状 況 な ど を 記 入								
	本 部 へ の 要 請								
	担当班以外からの報告のとき				担当班〔 〕に 連絡済 ・ 未連絡					
※ 本 部 記 入 欄	合 計 欄	本 部 長	副 本 部 長 (副市長)	副 本 部 長 (教育長)	総 務 対 策 部 長	担 当 対 策 部 長	庶 務 班 長	庶 務 班		
	本部の指示・意見など決定事項								
〔記入者は記名〕										
指示・意見など決定事項の伝達				□済〔伝達方法 班に □口頭・□文書〕						

2-4 飯山市水防協議会条例 (昭和55年10月4日) (条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定により、飯山市水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が、委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第6条 会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会の運営について必要があるときは、部会を置くことができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-5 飯山市災害救助条例 (昭和52年9月28日) (条例第29号)

改正 昭和53年12月27日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、飯山市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の範囲)

第2条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であつて、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した場合に、当該災害にかかり救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家の滅失した世帯が10以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある等市長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号の住家の滅失した世帯とは、全焼、全壊、流出等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半焼、半壊等著しく損壊した世帯は2世帯、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、住家の滅失した1世帯とみなすものとする。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住家の応急修理
- (7) 障害物（豪雪又は災害によつて住居若しくはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

2 前項第2号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第5条に規定する範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合には、救助の方法又は期間を変更することができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害救助に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-6 飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年10月11日) (条例第31号)

改正 昭和51年3月30日条例第10号 昭和52年3月30日条例第11号
昭和53年10月12日条例第25号 昭和56年10月12日条例第26号
昭和57年12月27日条例第29号 昭和62年9月29日条例第21号
平成3年12月26日条例第37号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円と

し、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関するものから適用する。

附 則 (昭和53年10月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関するものから適用する。

附 則 (昭和56年10月12日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年9月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和62年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 (平成3年12月26日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条、第10条及び第13条の規定は、平成3年12月1日以後に発生した災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に発生した災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2-7 飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年10月11日) (規則第24号)

改正 平成3年12月1日規則第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年飯山市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）した者（第3号において「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする災害援護資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書（様式第4号）を、借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書の引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 借受人は、災害援護資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届（様式第16号）により市長に届出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届出るものとする。

第5章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成3年12月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

(様式 省略)

2-8 飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則 （昭和58年2月1日） 規則第2号

改正 平成7年3月20日規則第1号 平成11年3月25日規則第8号

（趣旨）

第1条 この規則は、飯山市における防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政用無線局（移動系）（以下「防災行政用無線局」という。）の管理運営に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（無線局の目的）

第2条 防災行政用無線局は、飯山市における防災、応急救助、災害復旧に関する業務並びに平常時における行政に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とする無線局とする。

（用語の定義）

第3条 この規則等における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「本部」とは、飯山市役所に設置する無線局をいう。
- (2) 「移動局」とは、主として行政区内を移動範囲とする陸上移動局をいう。
- (3) 「通話」とは、音声によつて行う通信をいう。

（通信管理者）

第4条 本部に通信管理者を置く。

2 通信管理者は、総務部庶務課長とする。

（通信取扱責任者等）

第5条 本部に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 通信取扱責任者には、防災事務担当課職員であつて、通信管理者が指名する者をもつて充て、通信取扱者には、無線従事者の資格を有する職員のうちから通信管理者が指名する者をもつて充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

（通信の原則）

第6条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信はできる限り簡潔でなければならない。

（秘密の保持）

第7条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

（運用時間）

第8条 無線局の運用時間は、常時とし、職員の配置はその執務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合はこの限りでない。

(通信の統制)

第9条 通信管理者は、災害が発生し若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、通信を統制することができる。

(待機命令)

第10条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、職員を待機させ通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(無線局の管理)

第11条 通信管理者は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等をは握し常に無線局の機能が十分に発揮できるよう管理しなければならない。

(非常災害時における通信体制)

第12条 別に定める地域防災計画書による。

(通信訓練)

第13条 別に定める訓練計画に基づき、年2回以上実施するものとする。

(無線設備の点検及び整備)

第14条 無線設備の定期点検は、年2回以上実施するものとし、点検の細目は、別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、通信の方法、運用等について必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

2-9 飯山市防災行政無線局（移動系）の運用に関する規程

（昭和58年2月1日）
（訓令第1号）

改正 平成11年3月25日訓令第15号

（趣旨）

第1条 この規程は、飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則第15条の規定に基づき、移動無線通話（以下「通話」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

（無線業務日誌等）

第2条 通信管理者は、無線検査簿等法令に定められた書類を備え付けなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌を記載しなければならない。

（携帯用無線機）

第3条 通信取扱者は、携帯用無線を無線室から持ち出す時は、無線機使用簿に、使用日、使用時間、使用地及び使用目的を記載しなければならない。

（通話）

第4条 通信取扱者は、簡潔明瞭に通話し、不要の電波を発射しないよう心掛けなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月25日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2-10 飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

(平成10年12月28日)
(条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、飯山市防災行政無線通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 通信施設は、災害発生等緊急時の連絡・通信を迅速かつ的確にするとともに情報伝達を円滑にし、防災、応急救助及び災害復旧に関する業務を行うため並びに平常時においては行政広報の伝達手段として住民福祉の向上に資するために設置する。

(名称及び位置)

第3条 通信施設の各設備の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
飯山市防災行政無線親局	飯山市大字飯山1110-1
飯山市防災行政無線中継局	飯山市大字飯山10481-6

(管理者)

第4条 通信施設及び附帯する設備の管理運営は、市長が行う。

2 市長は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、常に無線局の機能が十分に発揮できるように管理しなければならない。

(業務の区域)

第5条 通信施設の業務を行う区域は、市全域とする。

(屋内戸別受信機の貸与)

第6条 市長は、通信施設の端末子局として屋内戸別受信機（以下「受信機」という。）を、市内の公共施設等に設置し、並びに市内に住所を有する世帯、市内に住所を有しないが住宅を有する者及び市内に事務所、事業所を有する企業等で設置を希望するもの（以下「設置希望者」という。）に貸与するものとする。

2 前項の規定による受信機を設置し、又は貸与する台数は、それぞれ1台とする。ただし、受信機の増設を希望するものが市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(受信機の保全)

第7条 前条の規定により受信機を設置された公共施設等の管理者及び受信機の貸与を受けたもの（以下「使用者」という。）は、設置及び貸与された受信機の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守し、常に正常な状態において維持しなければならない。

(1) 定められた機器以外のものは使用しないこと。

- (2) この条例の使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 常に善良な管理のもとに使用すること。
- (4) 異状を発見したときは速やかに市長に届け出ること。

(損害の賠償)

第8条 使用者が、前条の規定に違反して受信機及び通信施設に損害を与えたときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないときはこの限りでない。

2 使用者が、受信機を損傷又は紛失した場合も、前項に準ずる。

(施設の保全)

第9条 市長は、定期又は随時に通信施設の点検を行い、常に良好な管理に努めるとともに、異状を発見した場合は、速やかにこれを補修するものとする。

2 通信施設の補修は、市長が指定する者以外の者がこれを行うことはできない。

(受信機の設置費)

第10条 設置希望者等は、当該受信機に係る設置費として、別表に定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された設置費は、還付しない。

(受信機の受信料、維持管理費等)

第11条 受信機の受信料は、無料とする。

2 受信機の電気料、移動費その他の維持管理費は、使用者の負担とする。

(届出義務)

第12条 使用者は、転居又は転出しようとする場合には事前に市長に届け出なければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別表) (第10条関係)

区 分	設 置 費
市内に住所を有する世帯	無料
公共施設	無料
市長が必要と認めた施設等	無料
市内に事務所又は事業所を有する企業等	20,000円
市内に住所を有しないが住宅を有する者	20,000円
上記の者が増設する場合(1台につき)	40,000円

2-11 飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則

(平成10年12月28日)
規則第20号

改正 平成11年3月25日規則第1号 平成14年4月16日規則第13号
平成14年11月29日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（平成10年飯山市条例第27号。以下「条例」という）第13条の規定に基づき飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信管理者)

第2条 飯山市役所に設置する無線局（以下「基地局」という。）に通信管理者をおく。

2 通信管理者には、総務部庶務課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第3条 基地局に通信取扱責任者および通信取扱者をおく。

2 通信取扱責任者には、総務部庶務課担当職員であつて通信管理者が指名する者をもって充て、通信取扱者には無線従事者の資格を有する職員のうちから、通信管理者が指名するものをもって充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第4条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信は、できる限り簡潔でなければならない。

(秘密の保持)

第5条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第6条 無線局の運用時間は常時とし、職員配置は、その執務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合は、この限りでない。

(通信の統制)

第7条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時又は必要があると認めた場合は、通信を統制することができる。

(待機命令)

第8条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時又は必要があると認めた場合は、職員を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(受信機の貸与)

第9条 条例第6条に規定する受信機を設置する公共施設等及び受信機を貸与する設置希望者等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公共施設等 公共施設、地区公民館、コミュニティー消防センター、避難施設その他市長の認めた施設
- (2) 市内に住所を有する世帯 市の住民基本台帳に記載されている世帯又は市長の認めた世帯。
ただし、同一住所又は敷地内に2世帯以上が住所を有している場合は、次のとおり貸与する。
ア 1住宅に2世帯以上が同居している場合 1住宅につき1台
イ 2世帯以上がそれぞれ別々の住宅を持っている場合 1世帯（1住宅）につき1台
- (3) 市内に事務所、事業所を有する企業等 事務所、事業所及び商店とし、住宅と併用している場合は、第2号に準ずる。
- (4) 市内に住所を有しないが住宅を有する者 市の住民基本台帳に記載されていないが、市に居住し、又は住宅を持っている者

2 前項第1号及び第2号に規定する者等が屋内戸別受信機の設置を希望する場合は、飯山市防災行政無線屋内戸別受信機借受返還届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

3 第1項第3号及び第4号に規定する者等が屋内戸別受信機を設置しようとする場合並びに受信機を増設しようとする場合は、飯山市防災行政無線屋内戸別受信機借受承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を得るものとする。

（受信機返還の届出）

第10条 条例第12条に規定する届出は、届出書により行う。

（業務）

第11条 放送の業務は次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急時の伝達
- (2) 災害予防及び気象予報の伝達
- (3) 行政広報事項の伝達及び一般告知放送
- (4) 各地区別ページング放送
- (5) その他市長が必要と認める事項の伝達

（放送時間）

第12条 前条の業務の円滑な運営を期するため、放送時間等については次のとおりとする。

放送時間	放送種別
6：45	行政広報事項の伝達及び一般告知放送
12：30	
18：45	

（緊急放送）

第13条 災害その他緊急放送は、番組の如何にかかわらず必要の都度放送する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年3月25日規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成14年4月16日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 （平成14年11月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

（様式 省略）

2-12 飯山市冬のくらしを明るくする条例 (昭和55年10月4日) (条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、市と市民が互いに手をたずさえて、秩序ある道路の雪かたづけを行い、健康で文化的な明るい冬のくらしを築くことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、総合的な除雪計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する除雪計画の実施推進に当たっては、市民にその周知徹底を図り、市民の協力を確保するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任において処理するとする基本原則を守り、市民のくらしの確保に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、区長会その他の自治組織を通じ相互に協力し、自主的な除雪対策を実施するよう努めなければならない。

3 市民は、雪かたづけに当たって、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 道路における交通に支障のないよう適切な措置を講ずること。

(2) 河川、用排水路等（以下「河川等」という。）の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

4 市民は、住宅、車庫、へいその他これらに類するものを建築しようとする場合は、除雪等の障害とならないよう雪に対して十分配慮しなければならない。

(勧告)

第4条 市長は、除雪道路（市、国又は県によつて除雪される道路をいう。）に雪が人為的に放置され、著しく道路交通に支障となるおそれがあると認めるとき又は河川等への排雪方法が適切でないため流水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その雪の処理について必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(補則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。